

内閣参質二一〇第五号

令和四年十月十四日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員浜田聡君提出福島地方裁判所管内における法曹三者の法廷外定期交流と法曹界のコンプライアンス意識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聡君提出福島地方裁判所管内における法曹三者の法廷外定期交流と法曹界のコンプラ
イアンス意識に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「裁判官が法廷外で利害関係者である弁護士・検察官と定期的に交流すること」の適否については、政府としてお答えする立場にない。

二及び三について

お尋ねについては、御指摘の「検察庁」の「関係者」の行為については、個別具体的な事実関係に即して判断されるべき事柄であるため、お答えすることは困難であり、「裁判所」及び「弁護士」の「関係者」の行為については、政府としてお答えする立場にない。